

# 議 案 目 録

令和5年(2023年)6月5日

番 号	件 名
議案第 35 号	令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)
議案第 36 号	令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 37 号	彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 38 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
議案第 39 号	彦根市子ども・若者会議条例等の一部を改正する条例案
議案第 40 号	彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 41 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 42 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 43 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 44 号	彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 45 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 46 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 47 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 48 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 49 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 50 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 51 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 52 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 53 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 54 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 55 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 56 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 57 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 58 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 59 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 60 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 61 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 62 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 63 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 5 号	令和5年度(2023年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 6 号	第36期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 7 号	第27期株式会社夢京橋の事業計画について
報告第 8 号	第21期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 9 号	令和4年度(2022年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 10 号	令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて
報告第 11 号	令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて
報告第 12 号	令和4年度(2022年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて
報告第 13 号	損害賠償の額の決定について
報告第 14 号	和解および損害賠償の額の決定について

議案第 37 号

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 11 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「次に掲げる作業」を「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの(規則で定めるものに限る。)をいう。)から市民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるもの」に改め、同項各号を削る。

付則第 3 項中「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に」を「1,500 円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で」に改め、同項各号を削る。

付則第 4 項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 8 第 2 項中「または」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 31 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項および前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項または法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第 41 条中「および個人の県民税額」を「、個人の県民税額および森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第 5 項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項および第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「となった場合においては」を「となった場合には」に、「納期がある場合においては、」を「納期がある場合には」に、「納期がない場合においては、直ちに」を「納期がない場合には直ちに、」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項および第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第 47 条の 5 において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号および同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項および第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「および側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第 12 条の 2 の 2 第 4 項および付則第 13 条の 2 第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定および付則第3条第1項の規定(この条例による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)付則第13条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日

(2) 第34条の8第2項ならびに第38条の見出しおよび同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定ならびに第41条、第44条、第47条、第47条の2および第47条の6の改正規定ならびに付則第12条の2の2第4項および付則第13条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項ならびに付則第3条第1項(新条例付則第13条の2第3項に係る部分に限る。)および第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき彦根市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エおよび付則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第12条の2の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 39 号

彦根市子ども・若者会議条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市子ども・若者会議条例等の一部を改正する条例

(彦根市子ども・若者会議条例の一部改正)

第 1 条 彦根市子ども・若者会議条例(平成 25 年彦根市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

(彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2

号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 37 条第 1 項中「同省令」を「同令」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号に」を「第 19 条第 1 号に」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号または第 3 号」を「同号または同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例

彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例(平成 22 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中「8,000 円」を「10,000 円」に、「6,000 円」を「8,000 円」に、「12,000 円」を「15,000 円」に、「10,000 円」を「13,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 6 年度以後の利用に係る負担金について適用し、令和 5 年度以前の利用に係る負担金については、なお従前の例による。

議案第 41 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車または同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「および全出力 200 キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト(コネクタおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号中「不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が

異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項第 18 号を同項第 19 号とし、同項第 17 号を同項第 18 号とし、同項第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項または前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号または日本産業規格 Z 8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号または日本産業規格 Z 8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定および次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識または健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律

第 78 号)附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項または第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 42 号

財産の取得につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

高規格救急自動車

2 契約金額

39,107,550 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 大津市本宮二丁目 9 番 12 号
- (2) 名 称 株式会社滋賀トヨタ
- (3) 代表者 代表取締役 吉 川 敦 巳

4 契約方法

指名競争入札

議案第 43 号

財産の取得につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

消防ポンプ自動車(CD-I 型)

2 契約金額

21,814,660 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 土 居 典 生

4 契約方法

指名競争入札

議案第 44 号

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市公平委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市日夏町 2700 番地 38
- 2 氏 名 長 崎 春 樹
- 3 生年月日 昭和 29 年(1954 年)7 月 21 日

## 略 歴

なが さき はる き  
長 崎 春 樹

昭和 29 年 7 月 21 日生

- 1 住所 彦根市日夏町 2700 番地 38
- 2 学歴 昭和 50 年 3 月 高知工業高等専門学校電気工学科卒業
- 3 職歴 昭和 50 年 4 月 松下電工株式会社入社  
昭和 50 年 5 月 松下電工株式会社彦根工場勤務  
平成 15 年 12 月 ) 松下電工株式会社ヘルシーライフ事業部事業部長  
平成 17 年 3 月  
平成 17 年 4 月 ) 松下電工株式会社執行役員・ヘルシーライフ事業部事業部長  
平成 18 年 3 月  
平成 18 年 4 月 ) 松下電工株式会社執行役員・ビューティーライフ事業部事業部長  
平成 20 年 9 月  
平成 20 年 10 月 ) パナソニック電工株式会社執行役員・ビューティーライフ事業部  
事業部長  
平成 21 年 3 月  
平成 21 年 4 月 ) パナソニック電工株式会社執行役員・制御機器事業本部ファクト  
リーオートメーション構造改革担当  
平成 22 年 5 月  
平成 22 年 6 月 ) パナソニック電工株式会社取締役・制御機器本部長  
平成 23 年 12 月  
平成 22 年 6 月 ) 社団法人日本電気制御機器工業会(現一般社団法人日本電気制御  
機器工業会)副会長  
平成 25 年 5 月  
平成 24 年 1 月 ) パナソニック株式会社デバイス社副社長  
平成 25 年 3 月

平成 25 年 4 月

) パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社参与

平成 27 年 3 月

平成 25 年 6 月

) 一般社団法人日本電気制御機器工業会会長

平成 27 年 5 月

平成 29 年 4 月

) 彦根警察署協議会委員

令和 3 年 3 月

令和 3 年 4 月

) 彦根警察署協議会会長

令和 5 年 3 月

議案第 45 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市彦富町 1650 番地
- 2 氏 名 大 西 太 郎
- 3 生年月日 昭和 19 年(1944 年)5 月 13 日



議案第 46 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市甘呂町 1033 番地
- 2 氏 名 辻 宏
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)2 月 16 日



議案第 47 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市清崎町 1756 番地
- 2 氏 名 田 中 金 二
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年)8 月 6 日

## 略 歴

た なか きん じ  
田 中 金 二

昭和 25 年 8 月 6 日生

- 1 住所 彦根市清崎町 1756 番地
- 2 学歴 昭和 48 年 3 月 滋賀大学経済短期大学部卒業
- 3 職歴 昭和 57 年 8 月  
          ) 田中工務店  
至 現 在  
昭和 60 年 4 月  
          ) 西清崎町農業組合組合長  
昭和 61 年 3 月  
平成元年 4 月  
          ) 西清崎町農業組合組合長  
平成 2 年 3 月  
平成 5 年 4 月  
          ) 西清崎町農業組合組合長  
平成 6 年 3 月  
平成 12 年 4 月  
          ) 西清崎町自治会自治会長  
平成 13 年 3 月  
平成 16 年 4 月  
          ) 西清崎町自治会自治会長  
平成 17 年 3 月  
平成 20 年 4 月  
          ) 西清崎町自治会自治会長  
平成 21 年 3 月  
平成 20 年 4 月  
          ) 亀山学区連合自治会会長  
平成 21 年 3 月  
平成 23 年 7 月  
          ) 彦根市農業委員会委員  
平成 26 年 7 月  
平成 24 年 4 月  
          ) 西清崎町農業組合組合長  
平成 25 年 3 月



議案第 48 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市馬場二丁目 7 番 12 号
- 2 氏 名 高 田 克 己
- 3 生年月日 昭和 47 年(1972 年)12 月 21 日



議案第 49 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市宇尾町 148 番地
- 2 氏 名 吉 岡 巳津夫
- 3 生年月日 昭和 40 年(1965 年)4 月 8 日



議案第 50 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大藪町 1761 番地
- 2 氏 名 北 村 文 尾
- 3 生年月日 昭和 19 年(1944 年)4 月 22 日



議案第 51 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市馬場二丁目 6 番 33-703 号
- 2 氏 名 伴 孝 子
- 3 生年月日 昭和 32 年(1957 年)2 月 4 日



議案第 52 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市清崎町 1 番地 24
- 2 氏 名 北 川 悟
- 3 生年月日 昭和 23 年(1948 年)8 月 28 日



議案第 53 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市辻堂町 313 番地
- 2 氏 名 小 林 爲 夫
- 3 生年月日 昭和 23 年(1948 年)10 月 4 日



議案第 54 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市鳥居本町 2839 番地
- 2 氏 名 松 宮 秀 治
- 3 生年月日 昭和 22 年(1947 年)2 月 19 日



議案第 55 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市犬方町 673 番地
- 2 氏 名 澤 田 勘 一
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年)12 月 11 日



議案第 56 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市下岡部町 379 番地
- 2 氏 名 中 川 嘉 和
- 3 生年月日 昭和 31 年(1956 年)2 月 3 日



議案第 57 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市肥田町 322 番地
- 2 氏 名 辻 野 久 和
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年)12 月 14 日



議案第 58 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南三ツ谷町 1061 番地 2
- 2 氏 名 田 附 隆 司
- 3 生年月日 昭和 29 年(1954 年)11 月 6 日



議案第 59 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市須越町 751 番地
- 2 氏 名 林 敏
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)10 月 24 日



議案第 60 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市松原二丁目 6 番 30 号
- 2 氏 名 濱 村 功
- 3 生年月日 昭和 26 年(1951 年)12 月 1 日



議案第 61 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市日夏町 829 番地 1
- 2 氏 名 疋 田 菜穂子
- 3 生年月日 昭和 46 年(1971 年)4 月 23 日



議案第 62 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市石寺町 547 番地
- 2 氏 名 西 川 末 美
- 3 生年月日 昭和 28 年(1953 年)7 月 5 日



議案第 63 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市薩摩町 520 番地
- 2 氏 名 月 田 晴 男
- 3 生年月日 昭和 31 年(1956 年)7 月 4 日



諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
上記の件につき諮問する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員  
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市日夏町○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 藤 井 純 子
- 3 生年月日 昭和 35 年(1960 年)○○○○○



○○○○○○○  
                  ) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○○○  
                  ) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○

報告第 5 号

令和 5 年度(2023 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田裕行

報告第 6 号

第 36 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 36 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 7 号

第 27 期株式会社夢京橋の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 27 期株式会社夢京橋の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 8 号

第 21 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 21 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 9 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和 4 年度(2022 年度)彦根市一般会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田裕行

令和4年度(2022年度)繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 国県 支出金	市債 特定財源	一般財源	
一般会計	総務	費	契約事務経費	5,473	5,473				5,473	
	民生	費	福祉センター別館管理運営事業	770	770					770
			彦根市デザインサービスセンター運営事業	16,030	16,030			14,400		1,630
	衛生	費	介護保険整備事業	33,600	33,600		33,600			
			伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	152,351	152,351		125,864			26,487
	土木	費	中山道線ほか1線道路改良事業	7,981	7,981		3,991	3,600		390
			東沼波原線道路改良事業	950	950		475			475
	河川	費	石寺稲里線道路改良事業	55,000	55,000		16,500	36,000		2,500
			芹橋彦富線(彦富工区)道路改良事業	5,200	5,200		2,860	2,100		240
	河川	費	大藪金田線(清崎工区)道路改良事業	20,303	20,303					20,303
			橋りょう長寿命化推進事業	27,873	27,873		15,329	2,400		10,144
	河川	費	通学路等安全対策事業	8,400	8,400		4,620	3,700		80
			駅関連施設等維持管理事業	7,103	7,103					7,103
	河川	費	河川新設改良事業	5,000	4,168				3,700	468
			大黒川外河川改良事業	63,821	59,900			53,900		6,000

令和4年度(2022年度)繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入 国県 支出金	特定財 源	一般財源
		都市計画費	都市景観形成事業	10,967	10,967		5,483		5,484
			彦根駅西口駅前広場整備事業	3,777	3,777		1,531	1,300	946
			立花船町線街路事業	72,645	68,667		28,244	36,300	4,123
			松原町大黒前鴨ノ巣線街路事業	98,250	92,436		48,323	39,600	4,513
			都市公園緑地維持管理事業	7,392	7,174				7,174
			金亀公園整備事業	134,964	134,865		60,689	66,700	7,476
			緑地環境事業	62,786	47,308		23,654	21,200	2,454
			福満公園整備事業	30,348	30,348		15,174	13,600	1,574
			京町公園整備事業	18,882	18,882		8,497	9,300	1,085
			稲枝地区公園整備事業	28,500	28,500		14,200	12,800	1,500
教育		小学校費	学びの保障事業	22,050	22,050		11,025		11,025
			小学校各所整備改修事業	65,744	65,744		22,039	43,400	305
		中学校費	学びの保障事業	9,450	9,450		4,725		4,725
		社会教育費	文化施設適正管理事業	22,660	22,660			20,300	2,360
		保健体育費	彦根市スポーツ・文化交流センター 整備事業	275,899	169,356		6,819	129,400	33,137

令和4年度(2022年度)繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入 国県 支出金	特定財源 市債	一般財源
	計			1,274,169	1,137,286		453,642	513,700	169,944
	合計			1,274,169	1,137,286		453,642	513,700	169,944

報告第 10 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて

令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公  
営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

令和4年度（2022年度）彦根市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	医療システム更新 事業	280,600		272,206	272,200				6	世界的な半導体不足の影響によりサーバー 機器等の納品が遅れが生じたため繰り越す もの
		計	280,600		272,206	272,200				6	

令和4年度（2022年度）彦根市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
収益的支出	医業費用	医療システム更新 事業	3,190		3,190					3,190	世界的な半導体不足の影響により、システ ムの導入作業に必要な機器等の調達に遅れ が生じたため繰り越すもの
		計	3,190		3,190					3,190	

報告第 11 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和 4 年度(2022 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公  
営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

令和4年度（2022年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明	
						企業債	国庫 補助金	工 事 負 担 金	既収入 特定財源		損益勘定 留保資金
資本的支出	建設改良費	R4長曾根町ほか配 水管布設替工事 (長曾根町ほか)	30,580		30,580	30,500				80	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4松原町大黒前鴨 ノ巣線配水管布設 替工事(その2) (松原町)	19,080		19,080					19,080	市道改築工事に伴い管理者からの依頼により布設替工事を行うものであるが、道路改築工事および河川改修工事との調整に時間を要したため繰り越すもの
		R4芹川町ほか配水 管布設跡舗装復旧 工事 (芹川町ほか)	29,480		29,480					29,480	配水管布設跡舗装本復旧工事計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4賀田山町ほか配 水管布設替工事 (賀田山町ほか)	4,634		4,634			4,485		149	県営かんがい排水事業に伴い事業者からの依頼により布設替工事を行うものであるが、県工事との調整に時間を要したため繰り越すもの
		R4仏生寺町配水管 布設替工事 (仏生寺町)	6,074		6,074			6,074			県道改良工事に伴い管理者からの依頼により布設替工事を行うものであるが、県工事との調整に時間を要したため繰り越すもの
		R4立花町配水管布 設替工事 (立花町)	7,400		7,400	7,400					管網整備計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4立花町配水管布 設替工事(その2) (立花町)	1,300		1,300	1,300					管網整備計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4中央町配水管布 設替工事 (中央町)	1,300		1,300	1,300					管網整備計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの

令和4年度（2022年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				損益勘定 留保資金	説 明
						企業債	国庫 補助金	工 事 負 担 金	既収入 特定財源		
資本的支出	建設改良費	R4高宮町(ほか)配水管布設跡舗装復旧工事 (高宮町(ほか))	9,088		9,088					9,088	配水管布設跡舗装復旧工事計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		大藪浄水場急速2系沈殿池傾斜板更新工事 (八坂町)	73,217		73,217	52,000				21,217	急速な過設備の老朽化した傾斜板を更新するものであるが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの
		急速2系浄水機械類改修工事 (八坂町)	23,100		23,100					23,100	急速な過設備の老朽化した浄水機械類を改修するものであるが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要したため繰り越すもの
		R4高宮町配水管布設替工事(その2) (高宮町)	41,698		41,698			31,367		10,331	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R4西葛籠町ほか配水管布設替工事 (西葛籠町(ほか))	35,929		35,929			15,984		19,945	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R4肥田町配水管布設替工事 (肥田町)	37,945		37,945			18,231		19,714	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R4正法寺町配水管布設替工事 (正法寺町)	25,957		25,957			16,981		8,976	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R4法士町配水管布設替工事 (法士町)	63,389		63,389			39,761		23,628	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの

令和4年度（2022年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源		損益勘定留保資金
資本的支出	建設改良費	R4正法寺町配水管 布設替工事(その2) (正法寺町)	48,781		48,781			28,798		19,983	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているもの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R4宇尾町配水管布 設替工事 (宇尾町)	26,587		26,587	26,500				87	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4松原町配水管布 設替工事 (松原町)	33,130		33,130					33,130	県道改良工事に伴い布設替工事を行うものであるが、県工事との調整に時間を要したため繰り越すもの
		R4八坂町ほか現地 測量調査委託業務	17,178		17,178					17,178	天王山送水管布設替工事のため現地測量調査を実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4上水道水管橋点 検委託業務	5,280		5,280					5,280	芦川水管橋・上芦水管橋の2橋の点検業務を行うものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R4上水道配管台帳 データ修正委託業 務	2,637		2,637					2,637	上水道配管台帳データ修正業務を行うものであるが、関連する上水道配管台帳データ更新作業との調整に時間を要したため繰り越すもの
		東沼波1号井用地購 入事業	10,000		10,000					10,000	老朽化した東沼波1号井更新のため用地を取得するものであるが、土地所有者との調整に時間を要したため繰り越すもの
		計	553,764		553,764	119,000		161,681		273,083	

報告第 12 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

令和 4 年度(2022 年度)彦根市下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

令和4年度（2022年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国 庫 補助金	工 事 負担金	既 収 入 特 定 財 源	損 益 勘 定 留 保 資 金	
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	938,839	619,412	319,427	180,000	117,565			21,862	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		特定環境保全公共 下水道事業	249,168	90,202	158,966	89,000	61,775			8,191	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		浸水対策下水道事 業(雨水対策)	85,000	61,100	23,900	2,400	11,200			10,300	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		計	1,273,007	770,714	502,293	271,400	190,540			40,353	

令和4年度（2022年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
下水道事 業費用	営業費用	彦根市下水道事業 経営戦略策定業務	8,173		4,433					4,433	彦根市下水道事業経営戦略の見直しにあたり、彦根市公共下水道事業審議会における審議をより慎重に行う必要が生じたことなどにより、年度中の完了が困難となったことから翌年度に繰り越すもの
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	40,997	20,580	20,417	19,300				1,117	工事着手後、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度中の完了が困難となったことから翌年度に繰り越すもの
		計	49,170	20,580	24,850	19,300				5,550	

報告第 13 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

## 専決第 6 号

### 損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年(2023 年)5 月 15 日

彦根市長 和田 裕 行

#### 1 損害賠償の相手方

- (1) 住 所 彦根市高宮町 2067 番地 125
- (2) 名 称 高宮ニュータウン自治会
- (2) 代表者 会長 坂 井 克 行

#### 2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 43,296 円を支払う。

#### 3 事案の概要

令和 5 年 4 月 11 日午後 4 時 20 分までの間において、彦根市高宮町 2067 番地 14 地先に設置したポールの先端に取り付けた消火栓の標識の一部が腐食により破損し、当該標識が吊り下がったことにより、相手方が設置した防犯灯のカバーが破損したもの

報告第 14 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)6 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 7 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年(2023 年)5 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

- (1) 所在地 彦根市平田町○○○○○○○
- (2) 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) 代表者 ○○○ ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

- (1) 彦根市は、相手方に、損害賠償金として 34,386 円を支払う。
- (2) 相手方は、彦根市に、損害賠償金として 52,734 円を支払う。

3 事案の概要

令和 5 年 4 月 7 日午後 3 時 50 分頃、彦根市八坂町 2000 番地 4 の集合住宅の駐車場において、それぞれ後退していた公用車と相手方の車両とが衝突したことにより、公用車および相手方の車両が損傷したもの